

各障害福祉サービス運営法人 代表者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生に伴う  
障害者施設・事業所における感染予防対策の徹底について（依頼）

日頃から、本県の障害福祉施策の推進に御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防対策については、各施設・事業所において取り組んでいただいているところですが、3月7日に県内において感染患者が発生したこと、他県の高齢者デイサービス事業所において集団感染に伴う休業要請が行われたことを受け、下記事項に御留意の上、改めて適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 施設・事業所の職員・利用者に感染者・濃厚接触者が疑われる場合の対応について  
地域を所管する保健所（保健福祉事務所）に連絡・相談をお願いします。

2. 県からの通知、ホームページの閲覧のお願い

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの取扱い等については、厚生労働省から通知が発出され、県ではメールにて各法人・事業所あてに送信しています。

適宜、確認及び職員への周知をお願いするとともに、最新の情報については、厚生労働省のホームページを御確認ください。

- ・ 県ホームページ：新型コロナウイルス感染症に関する通知等について（障害者施設等関係）

[https://www.pref.gunma.jp/02/d42g\\_00168.html](https://www.pref.gunma.jp/02/d42g_00168.html)

- ・ 厚生労働省ホームページ：障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

3. 感染が発生した場合の休業について

今後、通所系・短期入所系サービスの職員・利用者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、県が当該事業所に対する休業の要請を検討します。

地域内での感染拡大のおそれ大きいと判断したときは、当該地域内における同種の事業所についても休業を要請させていただく場合がありますので、予め御承知おきください。

なお、このような事態が発生した場合に備え、各事業所におかれましては、利用者へのケアの継続方法や代替サービスの確保等について、居宅介護事業所や利用者の御家族、市町村等と検討いただくようお願いいたします。

(注) 自主的に休業される場合は、指定権者に御連絡をお願いします。

#### 【参考】

- ・令和2年2月18日付け厚生労働省事務連絡  
社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について
- ・令和2年2月21日付け厚生労働省事務連絡  
「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和2年2月18日付事務連絡）」に関するQ&Aについて

#### 4. その他

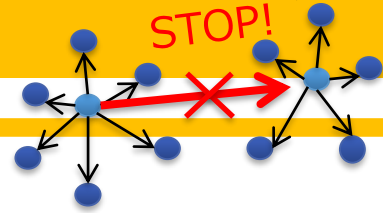
全ての施設・事業所において、別添リーフレット「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」等を活用いただき、職員の感染予防対策を徹底してください。

※ 本通知に関するお問い合わせは、各事務担当あて御連絡ください。

#### 【事務担当】

- ◇ 相談支援、自立生活援助  
支援調整係      TEL 027-226-2636
  - ◇ 訪問系サービス、グループホーム  
地域生活支援係      TEL 027-226-2638
  - ◇ 障害者支援施設、日中活動系サービス、短期入所  
施設利用支援係      TEL 027-226-2632
  - ◇ 障害児通所サービス・入所施設  
発達支援係      TEL 027-226-2648
- ◆ FAX 027-224-4776

# 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



## 感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

**小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止**です。

### <感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは

感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーマのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

**「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」**です。

## 国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

# 知事からのメッセージ

## 1 患者の発生・対策本部の開催

3月7日、県内で初めて、新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されました。これを受けて、知事を本部長とする第4回対策本部を開催しました。

現在、太田市等と連携し、感染経路や濃厚接触者の把握など調査を進めています。濃厚接触者には、2週間の自宅待機（外出自粛）をお願いし、毎日の体温測定や発熱又は呼吸器症状が現れた場合は、速やかに保健所へ連絡するよう依頼しています。有症者が出た場合は、衛生環境研究所でPCR検査を実施します。

県では、疫学調査等の結果を踏まえ、専門外来やベッドの確保など、検査・医療体制の整備を進めます。あわせて全部局横断的な連携を図り、全庁を挙げて感染の拡大防止対策を強力に進めていきます。

## 2 県民の皆さまへ（お願い）

県民の皆さまには、国・県・市町村から発信される正確な情報に基づいて、冷静に行動していただくようお願いします。これまでと同様、手洗いや咳エチケットを徹底し、発熱等の風邪症状がみられる場合には、外出を自粛してください。

また、集団感染の共通点は、「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」で発生していることです。換気が悪く、不特定多数の人が密に集まるような場所は、できる限り避けてください。

イベントを開催する場合には、開催の必要性について検討するとともに、風通しの悪い空間をなるべく作らない、手指消毒用アルコールを設置するなど感染防止対策を十分に講じてください。

## 3 感染を疑う場合には

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、医療機関を受診する前に、帰国者・接触者相談センター（各保健福祉事務所・保健所、県保健予防課）にお問い合わせください。

## 4 その他の注意喚起

他県において、新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した消費者トラブルが頻発しているとの報告が寄せられています。本県でも今後、詐欺や悪質な便乗商法による被害の増加が懸念されます。

不審な電話や訪問販売などがあっても、その場で直ぐに決めるようなことはせずに、最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

今後とも、国や市町村、関係機関と緊密に連携し、県民の皆様の安全を最優先に考えた感染拡大防止策を、迅速かつ的確に進めていきます。

令和2年3月8日

群馬県知事 山本 一太

県民相談窓口一覧

(新型コロナウイルス感染症の受診と予防方法に関すること)

窓口	地域	電話番号	備考
群馬県保健予防課 (コールセンター)	—	027-224-8200	FAXによる相談 027-223-7950
渋川保健福祉事務所	渋川市、北群馬郡	0279-22-4166	平日のみ
伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎市、佐波郡	0270-25-5066	平日のみ
安中保健福祉事務所	安中市	027-381-0345	平日のみ
藤岡保健福祉事務所	藤岡市、多野郡	0274-22-1420	平日のみ
富岡保健福祉事務所	富岡市、甘楽郡	0274-62-1541	平日のみ
吾妻保健福祉事務所	吾妻郡	0279-75-3303	平日のみ
利根沼田保健福祉事務所	沼田市、利根郡	0278-23-2185	平日のみ
太田保健福祉事務所	太田市	0276-31-8243	平日のみ
桐生保健福祉事務所	桐生市、みどり市	0277-53-4131	平日のみ
館林保健福祉事務所	館林市、邑楽郡	0276-72-3230	平日のみ
前橋市保健所	前橋市	027-220-1151	平日のみ
高崎市保健所	高崎市	(一般相談) 027-381-6113 (受診相談) 027-381-6112	平日のみ 受診相談は 午前8時30分から 午後9時まで